

平成29年10月13日

法律事務所
弁護士 様

全国運転代行共済協同組合
理事長

回 答 書

前略、貴職作成にかかる平成29年10月10日付通知書に対し、下記のとおり回答いたします。
草々

記

まず、本件総代会において、本件選挙の実施について決議（以下「本件決議」といいます）された経緯につき、当組合の認識を申し述べます。

本件決議は、本件総代会における第7号議案「役員選任について」が否決されたことを受けてなされたものです。当該役員選任議案は、第20回通常総代会で役員選任議案が審議され、否決されたことを受け、当組合役員選任規約第11条に基づく「再議決」として行われたものです。

当組合役員選任規約には、再々議決の規程はなく、当該「再議決」も否決されたことを受け、第20回通常総代会から継続して審議されている役員選任議案については、否決の事実が確定した、すなわち、「推薦会議において決定した役員候補者を役員として選任する総代会の議決」はなされないことが確定した、と解さざるを得ない事態となりました。

かかる事態は、当組合役員選任規約の規程が想定する範囲を超えるものであり、当組合としては、現状の推薦会議による役員候補者選定を進めるか、第20回通常総代会から継続して審議されている役員選任議案を廃案とし、推薦委員選挙から行い、再度役員選任のための総代会を開催すべきか、総代会の議事進行上の課題に直面しました。

しかし、当該課題は、理事会が決めるべき性質のものではないため、複数の議事進行案につき、総代からご提案をいただき、本件総代会で決議し、その結果、本件選挙が行われることとなったものです。

従いまして、当組合の認識としては、本件選挙に関する決議は、議事の進行に関する議決であり、当組合定款第49条の緊急議案に該当するものではなく、当組合定款第47条に基づき議決したものです。

よって、当組合といたしましては、本件決議に手続的な瑕疵はないものと理解しておりますので、本書面にてご回答申し上げます。

以上